

# マウイ島での臨時領事出張サービス実施のご案内

令和5年(2023年)8月31日

この度のマウイ島で発生した火災による甚大な被害に関し、改めて心よりお見舞い申し上げます。

在ホノルル日本国総領事館では、この度下記のとおり、マウイ島において9月中に臨時領事出張サービスを実施することと致しました。当日は、旅券及び証明の申請・交付、戸籍・国籍関係届書の受付等を行うほか、火災によりご自宅が被害に遭われた方は旅券手数料の免除の申請を行うことが可能です。困難な日々をお過ごしのことと存じますので、ご無理のない範囲でご利用くださいますようご案内致します。

なお、申請・届出の種類毎にご提出・ご提示いただく書類が定められており、当館から個別にご案内させていただきますので、本領事出張サービスをご利用の方は事前に当館までご連絡いただきますようお願い致します。

## 記

### ※お願い

ホテルの都合により実施会場が変更となる場合がありますので、当日お越しの際は、フロント等にて実施会場をご確認願います。

日時	2023年9月7日(木) 午前11時～午後4時
場所	マウイ・ビーチ・ホテル(※モロカイ・ルーム予定) Maui Beach Hotel
住所	170 Kaahumanu Ave. Kahului, HI 96732
電話	(808)877-0051

日時	2023年9月14日(木) 午前11時～午後4時
場所	マウイ・ビーチ・ホテル(※モロカイ・ルーム予定) Maui Beach Hotel
住所	170 Kaahumanu Ave. Kahului, HI 96732

日時	2023年9月21日(木) 午前11時～午後4時
場所	マウイ・ビーチ・ホテル(※モロカイ・ルーム予定) Maui Beach Hotel
住所	170 Kaahumanu Ave. Kahului, HI 96732

日時	2023年9月28日(木) 午前11時～午後4時
場所	マウイ・ビーチ・ホテル(※モロカイ・ルーム予定) Maui Beach Hotel
住所	170 Kaahumanu Ave. Kahului, HI 96732

## 【取り扱い業務】

### ◇ **旅券手数料の免除の申請**

8月8日以降、マウイ島で発生した火災により甚大な被害が出ているところ、同災害に対し、災害発生後1年間（令和6年8月7日までの期間）を目処として、旅券手数料の免除の措置を適用することになりました。

- ① 申請者のご自宅が全焼、半焼、その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類や当該災害による被害の程度を示すその他の書類（ご自宅の写真等）
  - ② 当該地域に居住していたことを証する書類（例：ハワイ州ID、運転免許書等）
- を提示する場合、旅券手数料の免除のための申請をすることが可能です。本件免除のための申請は紙による旅券申請にのみ適用され、オンライン旅券申請において本件免除のための申請を行うことは出来ません。
- 旅券手数料の免除の措置の適用可否は個別に判断させていただきますところ、本件免除のための申請を希望される方におかれましては、予め以下の当館連絡先までご連絡いただきますようお願い致します。

### ◇ **旅券の申請・交付**

旅券の申請については、事前に記入済の旅券発給申請書等を総領事館に送付いただく従来通りの旅券事前申請制度に加えて、領事出張サービス当日に会場に用意された旅券発給申請書等にご記入いただき、その場で申請することも可能です（その場合、翌週以降の領事出張サービス時に申請した旅券を受領することとなります）。何れの方法においても事前に必要書類をご案内させていただきますので、旅券の申請を希望される場合は予めご連絡いただきますよう、お願い致します。

また、領事出張サービス当日での旅券申請を希望される場合は、9月21日（木）の領事出張サービス実施日までに申請いただきますようお願い致します。

（旅券事前申請制度を利用される方は以下をご参照ください。）

#### 旅券事前申請制度について

事前に旅券発給申請書等を総領事館に郵便などで送付していただき、領事出張サービス当日の実施会場で、現在お持ちの旅券と引き替えに新たな旅券を交付する制度です。

#### 旅券発給申請書入手方法

- A. 総領事館に郵便で申請書等を請求する
- B. 当館又は外務省ホームページから申請書等をダウンロードする

#### A. 総領事館に郵便で申請書等を請求する場合：

- 1 次の書類を添えて旅券発給申請書を請求していただきますが、領事出張サービス実施日の遅くとも3週間前までに請求が総領事館に届くよう郵送してください。その際、封筒には「パスポート係」と明記してください。
  - 1) 一般旅券発給申請書請求シート→当館ホームページ（「各種申請・届出」→「パスポート申請」→「事前発給申請制度」）からダウンロードしてください。  
氏名、住所（P.O.Box可）、電話番号、Eメールアドレス、現有旅券番号と有効期限満了日、希望する申請書の種類（5年用、10年用、記載事項変更用）を明記したメモを送付いただいても構いません。
  - 2) 返信用郵便切手 — フォーエバー切手4枚
- 2 総領事館から旅券発給申請書等を送付  
折り返し総領事館から旅券発給申請書（必要に応じ紛失一般旅券等届出書）、申請書記入例、提出が必要な書類についての案内を郵送します。

- 3 旅券発給申請書と必要書類を総領事館に送付  
あらかじめお伝えする期日まで（下記3をご参照ください）に総領事館に届くよう申請書等を郵送してください。その際、封筒には「パスポート係」と明記してください。**ご注意：事前申請される際、現在お持ちの旅券は絶対に郵送しないでください。**

**B. 当館又は外務省ホームページからダウンロードする場合：**

- 1 当館又は外務省のホームページから必要な旅券発給申請書（10年用、5年用、記載事項変更用があります）及び紛失一般旅券届出書（有効期限内の旅券が紛失した場合のみ）をダウンロードしてください。
- 2 当館のホームページ（「各種申請・届出」→「パスポート申請」）に掲載されている「事前発給申請制度」の中の『旅券の事前発給申請に関するご案内』をお読みになり、ご希望される旅券の種類毎に提出いただく書類を確認の上、**同意書**も併せてダウンロードし、申請書とともに総領事館まで郵送してください。その際、封筒には「パスポート係」と明記してください。**ご注意：事前申請される際、現在お持ちの旅券は絶対に郵送しないでください。**
- 3 利用予定の領事出張サービス実施日の**2週間前まで（以下の締切日必着）**に当館に届くように郵送してください。

◇ **証明書の申請・交付**

証明書の申請については、事前に記入済の旅券発給申請書等を総領事館に送付いただく従来通りの証明事前申請制度に加えて、領事出張サービス当日に会場に用意された申請書等にご記入いただき、その場で申請することも可能です（その場合、翌週以降の領事出張サービス時に申請した証明書を受領することとなります）。何れの方法においても事前に必要書類をご案内させていただきますので、証明書の申請を希望される場合は予めご連絡いただきますよう、お願い致します。

また、領事出張サービス当日での証明書申請を希望される場合は、9月21日（木）の領事出張サービス実施日までに申請いただきますようお願い致します。

（証明事前申請制度を利用される方は以下をご参照ください。）

**証明事前申請制度について**

在留証明、出生・婚姻・離婚・死亡証明、自動車運転免許証抜粋証明等（署名証明を除く）の申請書を必要書類の写しとともに利用予定の領事出張サービス実施日の**2週間前まで（必着）**に当館に郵送していただき、領事出張サービスの当日、必要書類の原本を確認後、証明書を交付する制度です。書類に不備がある場合は受付できないこともありますので、予めご了承ください。署名証明の申請をご希望の方は、必ず事前に証明担当までご相談ください。

◇ **「在外選挙人名簿登録申請書」の受付**

海外に3か月以上居住する満18歳以上の日本国籍の方は、海外においても「在外選挙」制度によって国政選挙の投票を行うことができますが、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録していただく必要があります。ただし、住民票を日本に残している方はこの登録はできません（在外選挙で投票することができません）。

◇ **「在留届」の受付（住所等変更事項の届出も含む）**

外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在される方は、旅券法第16条の規定に基づき居住地を管轄する大使館又は総領事館に「在留届」を提出することが義務付けられています。「在留届」を提出されていない方は届出をお願いいたします。また、既に提出されている方で届の内容に追加・変更等が生じた場合、あるいは近く帰国予定の方も、当館にお知らせください。

◆ **オンライン提出（ORR net）** <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

新規でご登録の方には「オンライン在留届 ORR net」のご利用をおすすめします。オンライン在留届をご提出の場合、住所・連絡先等の変更や帰国・転出する際にもオンラインで簡単に届出を行うことができます。

◇ **戸籍・国籍関係届出（出生届、婚姻届等）の受付**

必要書類の不備により届出を受理できない場合が多く見られますので、領事出張サービスの際に届出を希望される方は、必ず事前に戸籍国籍担当までご連絡ください。

**【当館お問い合わせ先】**

領事班・領事出張サービス各担当

Consulate-General of Japan, 1742 Nuuanu Avenue, Honolulu, HI 96817

電話番号：（８０８）５４３－３１１１ FAX番号：（８０８）５４３－３１７０

Eメールアドレス：[ryoji@hl.mofa.go.jp](mailto:ryoji@hl.mofa.go.jp)

ホームページ：[http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)